

令和 7 年度 平和の礎メタバーズ構築等発信強化事業
企画提案仕様書

第 1 業務名称 平和の礎メタバーズ構築等発信強化事業

第 2 委託期間 契約締結から令和 8 年 3 月 31 日（火）

第 3 予算額

1 委託上限額

提案にあたっては、総額 30,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

注：「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

2 積算内訳

積算の費目は、次のとおりとすること。

- (1) 人件費
- (2) 直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、広告費、通信運搬費、使用料及び賃借料、役務費、その他必要と認められる費目）
- (3) 再委託費
- (4) 一般管理費（（人件費＋直接経費）の 10%以内とする）
- (5) 消費税

第 4 業務目的

「平和の礎」は、国籍、軍人や民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられたすべての人々の氏名を刻銘した記念碑である。同記念碑のデジタルコンテンツを含む仮想空間（以下「メタバーズ」という）を構築し、現地を訪問することが困難な高齢者や県外海外のウチナーンチュ、児童生徒などにインターネット上で散策等の体験をしていただくことにより、戦争の教訓継承や平和を希求する「沖縄のこころ」の発信、平和教育・交流等の DX 化を推進することを目的とする。

第 5 業務内容

1 メタバーズ空間の構築

「平和の礎」を再現し、現地に訪れることのできない人が礎に刻銘された氏名を確認することができるとともに、訪れる者が平和の尊さを感じ、平和について関心を抱けるような平和学習の空間を設置する。

(1) 空間デザイン

- ・ 沖縄県平和祈念公園の「平和の礎」及びその周辺を再現すること
- ・ 実物の刻銘が見られるようにすること
- ・ 30 名程度が同じ空間内にアクセスできること
- ・ 24 時間誰でも訪れることが可能なものとする
- ・ 第 5-2 「平和の礎」ライブ映像を配信すること
- ・ 空間内の画像や映像は定期的に変更が可能な仕様にする

- ・ 空間内の壁等に県の事業を PR する画像や映像、外部リンクなどを掲示し、訪れた者が閲覧できる機能を備えていること
- ・ MS Access にて管理している戦没者の刻銘データまたは、現在構築中の「平和の礎」インターネット検索システムと効果的に連携させること(※)
- ・ メタバース空間に何度も訪れたくなるような仕掛けにすること
- ・ メタバース空間に訪れた者が現地に訪れたくなるような仕掛けにすること

(2) 3D アバター(仮想空間内の利用者)

- ・ ユーザーは 3D モデルのアバターで、メタバース空間内を自由に歩き回り、散策することができること
- ・ スマートフォン・タブレットでの環境下での動作として、歩く・走る・しゃがむ・拝む・ジャンプができること
- ・ 種類数は問わないが、運営と参加者の見分けがつくこと

(3) メタバース空間の運営・保守

公開期間中、メタバースを適切に利用できるように運営・保守を行うこと。

ア) セキュリティ

⑦ セキュリティ対策

- ・ 管理者のログイン時は、多要素認証（IP アドレス制限等）を利用すること
- ・ SSL/TLS 暗号化通信を使用すること
- ・ セキュリティホール対策を定期的実施すること

⑧ ウイルス対策

- ・ ウイルスやマルウェア等に対する対策を講じること

イ) マニュアルの作成

- ・ メタバース空間へのアクセス方法や操作方法などをまとめた、利用者向けマニュアルを整備すること
- ・ 管理者向けに運用上の注意事項等を記したマニュアルを整備すること

ウ) 運用中の更新・変更・メンテナンス対応

- ・ 運用期間中、空間と掲示物については都度更新・変更・メンテナンスが対応できる環境とすること
- ・ 操作等に関するシステム面についての利用者からの問い合わせについて適宜対応すること

エ) 効果測定

- ・ アクセスログを測定し、管理者が容易に確認できるようにすること

(4) メタバース空間制作要件

ア) プラットフォーム（仮想空間の基本枠組み）

- ・ Web ブラウザ型((Google Chrome/Firefox/safari)で構成されているものが望ましいが、アプリを使用する場合は参加が簡単なものであること
- ・ 次年度以降も利用を継続することを想定し、長期的に利用可能であり、拡張性があること

(5) 動作環境

- ・ PC(Windows／Mac)、スマートフォン・タブレット(Android／iOS)のいずれの環境でも問題なく動作すること
- ・ 最新のバージョンで使用可能であること
- ・ OSはWindows (11)に対応していること

(6) 契約終了後の移行対応

- ・ 本事業の契約終了時において、他社へ保守管理等が移行する場合、サービス以降に必要な措置を講じ、作業の支援を行うこと
- ・ 本サービスが保有するデータ、ファイル、データレイアウト等、必要な移行データを提供可能なデータ形式（CSV 形式等）により提供すること
- ・ データ提供を行わずに効率的なデータ移行が可能だと考えられる方式を採用する場合は、その方式について県と協議し、了承を得ること
- ・ 本サービスで使用した記憶媒体等については総務省通知等に基づき、データが復元できない状況にするほか、データの完全な削除を行った旨の証明書を提出すること

2 「平和の礎」ライブ配信

「平和の礎」全体をライブ配信する。

(1) ライブ配信カメラの設置

- ・ 「平和の礎」全体が映るようにすること（設置場所については沖縄県平和祈念資料館を想定しているが、委託者決定後に県と協議の上決定する）

(2) ライブ映像の配信

- ・ YouTube 及びメタバース空間で配信すること
- ・ メタバース空間では常時、目立つように配信すること（※）

3 広報活動

メタバースの特性を活かして国内外の幅広い層を対象とした広域的な広報活動を行い、多様な人々への情報発信および認知拡大を図る。

(1) 広報内容

- ・ 「平和の礎」メタバース事業及び操作方法について

(2) 制作物

- ・ SNS 広報用の 20 秒動画 2 本
- ・ ホームページや広報誌用の記事 4 本

(3) 手法

- ・ (2)の制作物を活用した効果的な広報を行うこと（※）

（※）実施内容は、企画提案内容を踏まえ、県と協議にて決定する。

4 スケジュール

- ・ 令和 7 年 6 月末契約締結
- ・ 令和 8 年 3 月末納品（2 月末にはメタバースの運用が始まるものとする）
- ・ 具体的な納品日は県と調整の上、決定する

5 業務実施計画書の提出

- ・ 契約締結後 7 日以内に任意様式で実施計画を提出すること
- ・ 提出された業務実施計画書の内容に不適当な箇所があると県が認めるときは、変更または修正をすること

6 業務完了報告書の提出

- ・ 業務が完了したときは、業務完了報告書を提出すること
- ・ 業務完了報告書には、上記 1 ～ 3 の実施内容が分かる資料を添付すること

7 著作権

- ・ 本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く）に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、本県へ帰属するものとする
- ・ 本業務にあたり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする

8 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ① 契約金額の 50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」に示したものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

<簡易な業務>

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計
- ・その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

9 その他

- ・ 委託業務の進捗状況や委託業務内容の確認等に関する打合せ等を定期的
に実施すること（実施頻度は月2回程度を想定）
- ・ 打合せ等には、本委託業務を管理する立場の者と担当者が参加すること
- ・ 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実
際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある
- ・ 委託候補事業者として選定された場合であっても、当該事業者が提案した
企画提案書の内容全ての実施を保証するものではない
- ・ 本仕様書記載の委託業務の内容や積算項目等について、予算や諸事情によ
り変更することがある
- ・ 本仕様書に明記されていない事項で、業務実施にあたり必要となる事項に
ついては、県及び受託者で協議の上、決定する